

政 法 第 1 2 5 2 号  
答 申 第 4 4 2 号  
平 成 2 8 年 7 月 2 6 日

千葉県知事 鈴木栄治 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘司久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年4月15日付け生安第75号-1による下記の諮問について、  
別紙のとおり答申します。

記

諮問第547号

平成26年3月7日付けで異議申立人から提起された、平成26年2月5  
日付け生交安第808号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立て  
に対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

実施機関が、平成26年2月5日付け生交安第808号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が平成26年3月7日付けで提起した異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）において、異議申立人が主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

同封の写真の交差点は〇市立〇〇〇小学校に面しており（当該小学校に面した交差点は1箇所）、女性を含む3人が配置されている。

開示された平成23年度交通安全推進隊の応募者登録簿は、60代の男性3名であり、うち2名は、個人での登録との説明であったが、平成23年度の交通安全推進隊の活動計画表（2011.5.2）（以下「計画表」という。）に「5/13同じ地区で、新たに応募があったのか知りたいとのTELあり。5/16増減なしとTELした。（奥様対応）」と記載があり、個人での登録はあり得ない。

開示された交通安全推進隊の応募者登録簿は、県の職員が偽造したものである。

上記から、真実の開示報告書ではないので、ご検分頂きたい。

3 意見書の要旨

平成26年6月18日付け意見書

千葉県情報公開審査会は、自ら調査・審議せず、千葉県の保護のための当該審査会であり、県民のために設置された存在ではない。再度、ご検討を願う。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

1 行政文書開示請求及び対象行政文書の特定について

異議申立人は、実施機関に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）に基づき、平成26年1月7日付けで、「平成23年度交通安全推進隊登録名簿の開示を請求します。申請人が開示を請求したのは、『平成23年度交通安全推進隊登録名簿』であり、『平成23年度交通安全推進隊応募者名簿』（以下「応募者名簿」という。）ではありません。『応募者名簿』に基づいて、『登録名簿』が台帳に記載されている『平成23年度交通安全推進隊登録名簿』の開示を請求いたします。」との行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対して、実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として「平成23年度交通安全推進隊応募者登録簿」（以下「本件決定文書」という。）を特定した。

本件決定文書は、県内各地域振興事務所から提出された応募者名簿を県生活安全課が取りまとめて「登録簿」に登載した文書である。

## 2 不開示の理由について

### (1) 条例第8条第2号該当性について

本件決定文書中「整理番号」、「地域振興事務所等通番」、「保険番号」は、交通安全推進隊（以下「推進隊」という。）に登録された隊員に交付する登録証に表示されている発行番号として個人別に付された番号であり、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものである。

「氏名」、「フリガナ」、「郵便番号」、「住所」、「電話」、「日中の電話番号」は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

「勤務(通学)先」、「所在地」、「推進隊以外のボランティア活動等（地域の安全に関する活動）」は、個人に関する情報であって公にすることにより、日常生活の状況の一部が明らかにされることとなり、特定の個人を識別することはできないが、開示することによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

## 3 異議申立ての理由について

異議申立人は、「同封の写真の交差点は〇市立〇〇〇小学校に面しており（当該小学校に面した交差点は1箇所）、女性を含む3人が配置されている。

開示された本件決定文書は、60代の男性3名であり、うち2名は、個人での登録との説明であったが、計画表に『5/13同じ地区で、新たに応募があったのか知りたいとのTELあり。5/16増減なしとTELした。（奥様対

応)』と記載があり、個人での登録はあり得ない。開示された本件決定文書は、県の職員が偽造したものである。」旨主張するが、本件決定文書は、実施機関が実際に作成し、実施機関が保有する文書であり、この主張には理由がない。

#### 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件決定文書を基に調査審議した結果、以下のとおり判断する。

##### 1 本件異議申立てについて

異議申立人は計画表に「5 / 1 3 同じ地区で、新たに応募があったのか知りたいとのTELあり。5 / 1 6 増減なしとTELした。(奥様対応)」との記載があることを理由に〇市立〇〇〇小学校区の推進隊の隊員が個人での登録ではありえず、本件決定文書は、県の職員が偽造したものであると主張する。

このように、異議申立人は、不開示部分の不開示情報該当性については争っていないものと認められるので、以下、本件決定文書の特定の妥当性に絞って検討する。

##### 2 本件決定文書の特定の妥当性について

当審査会が事務局職員をして確認させたところ、異議申立人が本件請求に添付した写真の交差点は、異議申立人の主張するとおり〇市立〇〇〇小学校に隣接するものであると認められたが、他方、当審査会事務局職員をして実施機関職員に確認させたところ、異議申立人の指摘する女性を含む3人は推進隊員ではないことが確認された。

したがって、〇市立〇〇〇小学校区の推進隊員は男性であるところ、写真の女性とは異なることを根拠として、開示された本件決定文書は県の職員が偽造したものであり、真実の開示報告書ではないという異議申立人の主張はその前提を欠き、理由がない。

また、異議申立人は上記1のとおり、個人で登録している推進隊員の計画表に「同じ地区で新たに応募があったか知りたいとの質問及び増減なしとの回答」のメモが記載されていることを根拠にその推進隊員が個人での登録ではあり得ず、本件決定文書は県の職員が偽造したものであると主張する。

しかし、計画表の記載からでは、推進隊の隊員が個人登録ではないと断じることができないところ、当審査会の事務局職員をして実施機関に調査させたところ、計画表に記載された「同じ地区で新たに応募があったか知りたい」との質問をした推進隊員は、実際に個人登録している推進隊員であったことを確認した。

したがって、異議申立人が「このような質問をするのは個人での登録ではありえず、開示された推進隊の応募者名簿は、県の職員が偽造したものである」との主張には理由がなく、本件決定文書の特定は妥当である。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

### 4 結論

以上のとおり、実施機関の本件決定は妥当である。

### 5 附言

本件請求に添付された写真には、当人の承諾を得ないで写したと思われる人の肖像が含まれており、また、児童の写真も含まれている。

これらは被写体である個人の権利・利益を侵害するおそれもあるので、実施機関としては、このような写真等の含まれた行政文書開示請求書の取扱いには留意する必要がある。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成26年4月16日	諮問書の受理
平成26年5月21日	実施機関の理由説明書の受理
平成26年6月19日	異議申立人の意見書の受理
平成27年12月22日	審議
平成28年1月25日	審議 実施機関から不開示理由の聴取
平成28年2月29日	審議
平成28年3月24日	審議

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
下井 康史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)